

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
【第Ⅰ編】 新地町発注 工事におけ る「週休2 日制適用工 事」試行要 領（土木工 事、港湾漁 港工事編） 2 用語の 定義	2 用語の定義 (1)週休2日 （ア）<u>完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>なお、土日に加えて、受注者が自ら土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</u> （イ）<u>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> （ウ）<u>通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> (2)対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。 (3)現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。 (4)週休2日の達成判断 （ア）土木工事の場合 <u>完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</u> <u>月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。 （イ）港湾漁港工事の場合 <u>月単位の週休2日とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。</u> <u>工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。</u> (5)発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式 8 事務手続きについて (1)積算関係 当初積算時に、「<u>週休2日</u>」を確保する場合の補正を計上する。_____ (2)設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。 (3)入札事務手続き関係 週休2日制適用工事である旨等の明示を入札公告（入札通知書または見積依頼書）および特記仕様書等に記載するものとする。	2 用語の定義 (1)週休2日 _____ _____ _____ _____ （ア）<u>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> （イ）<u>通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> (2)対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。 (3)現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。 (4)4週8休以上 （ア）土木工事の場合 _____ _____ _____ _____ 対象期間内の_____現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。_____ _____ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。 （イ）港湾漁港工事の場合 _____ 工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日_____があることをいう。 _____ (5)発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式 8 事務手続きについて (1)積算関係 当初積算時に、「<u>4週8休以上</u>」を確保する場合の補正を計上する。<u>「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。</u> (2)設計変更 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。 4週8休相当を確保できなかった場合は、補正なしとし、当初積算時の補正を減額する。 (3)入札事務手続き関係 週休2日制適用工事である旨等の明示を入札公告（入札通知書または見積依頼書）および特記仕様書等に記載するものとする。

新地町週休２日制適用工事試行要領」 第Ⅰ編～第Ⅳ編 新旧対照表		
改正内容	新（改正後）	旧（現行）
3 対象工事	3 対象工事 社会的要請などの理由から週休２日の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く、新地町が発注及び受託する全ての建築関係工事を週休２日の対象とする。 なお、週休２日対象外工事であっても、受注者が週休２日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。	3 対象工事 社会的要請などの理由から週休２日の実施が困難な工事_____等 を除く、新地町が発注及び受託する全ての建築関係工事を週休２日の対象とする。 なお、週休２日対象外工事であっても、受注者が週休２日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。
附則	附 則 この試行要領は、令和６年４月２２日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この試行要領は、令和６年７月１日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この試行要領は、令和７年１月２０日以降に起工する工事から適用する。 附 則 <u>この試行要領は、令和７年１１月４日以降に起工する工事から適用する。</u>	附 則 この試行要領は、令和６年４月２２日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この試行要領は、令和６年７月１日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この試行要領は、令和７年１月２０日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____
【第Ⅲ編】 建築関係工事における 「完全週休 ２日制適用 工事」試行 要領 （建築関係 工事編）	1 目的 <u>本試行要領は、新地町が発注及び受託する建築関係工事における完全週休２日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって完全週休２日工事を適用することを目的とする。</u> 2 用語の定義 (1) 完全週休２日 <u>対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注者間で、協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休２日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。</u> <u>また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。</u> (2) 完全週休２日制適用工事 <u>完全週休２日を行ったと認められる工事をいう。</u> <u>完全週休２日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が２日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば達成しているとみなす。</u> (3) 対象期間 <u>工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇７日間、夏季休暇４日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。</u> (4) 現場閉所 <u>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u> <u>また、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。</u> (5) 現場休息 <u>分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。</u>	新規

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
	<u>(6) 休工対象</u> <u>(1)のほかに事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合なども土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。</u> <u>また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」、「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。</u> <u>3 対象工事</u> <u>社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く、新地町が発注及び受託する全ての建築関係工事を週休2日の対象とする。</u> <u>なお、週休2日対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</u> <u>4 発注方式</u> <u>発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。</u> <u>5 積算方法等</u> <u>(1) 完全週休2日制適用工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）及び現場管理費を補正する。</u> <u> 労務費 1. 0 2</u> <u> 現場管理費 1. 0 1</u> <u>(2) 積算及び変更方法</u> <u>当初の予定価格から、完全週休2日を前提に(1)により労務費及び現場管理費を補正して工事費を積算する。</u> <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が完全週休2日に満たない場合、請負代金額のうち労務費及び現場管理費補正分を減額変更する。</u> <u>6 受注者の取組内容</u> <u>(1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。</u> <u>（ア）対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確認し、工程表に現場閉所日を明記する。</u> <u>（イ）工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。</u> <u>(2) 受注者は対象期間中、工事現場に週休2日制適用工事であることを記載した掲示板を設置する。</u> <u>受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。</u> <u>(3) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。</u> <u>(4) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、完全週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。</u> <u>（ア）工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUS の週休2日達成状況の資料等）</u> <u>なお、原則、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）や勤務の状況がわかる書類は、別紙の現場稼働状況調査票と現場稼働実績集計表を提出することとし、それ以外の書類を提出する場合は、受発注者協議とする。</u>	

